

## 福祉教育常任委員会審査報告書（令和6年12月）

### （条例審査）

令和6年12月6日、午前11時19分から役場401会議室において、委員6名及び町長、副町長、教育長並びに生涯学習課長の出席を得て、福祉教育常任委員会を開催し、令和6年12月6日の本会議で当委員会に付託された、「議案第74号 山北町立生涯スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の制定について」を審査しましたので、その審査過程並びに結果を報告いたします。

出席者：富田陽子委員長、府川輝夫副委員長、瀬戸伸二委員、高橋純子委員  
熊澤友子委員、石田照子委員

町出席者：町長、副町長、教育長、生涯学習課長

傍聴者：遠藤和秀議員、池谷仁宏議員、瀬戸恵津子議員、大野徹也議員

あいさつ：富田委員長・町長

補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。

石田委員 第9条の使用料について、別表で専用使用料と個人使用料に分けて設定してあるが、この体育施設については単位が「1時間につき」となっている。近隣の施設を調べると、生涯学習センターと健康福祉センターは午前、午後や夜間など4時間の時間単位で料金を設定している。生涯スポーツセンターを1時間単位にした理由を説明してもらいたい。

生涯学習課長 生涯スポーツセンターにつきましては、近隣の生涯学習センターと健康福祉センターと異なる時間区分を設け、利用者の利便性を高めるために細やかなニーズに応えたいという考えで1時間ごとの単

位としました。石田委員のご発言どおり、生涯学習センターでは午前や午後など4時間での使用区分を設けています。例えば、4時間の中で2時間しか使用しなくても残りの2時間を別の団体が予約して使用することはできません。1時間単位にすることにより、空き時間でも使用してもらいやすくなると思われました。またオンライン施設予約システムを導入いたしますので、空き時間を手軽に確認できるようになると利用率も高くなることが期待されます。

石田委員 第9条第2項に「教育委員会が特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。」とあるが、どのような場合に減額や免除となるのか。

生涯学習課長 減免規定については教育委員会規則で定めることとしていますが、現在の想定では、公用又は町内の園、小・中学校が使用するときや町内の自治会が使用するときには免除することを考えています。また、障害者の方など手帳の交付を受けている方と介護者の方の使用料、その他教育委員会の特別に認める場合は減額することを考えています。

石田委員 別表の使用料について、個人使用料の単位が「1回につき」となっているが、時間制限なく使用できると考えてよいか。

生涯学習課長 そのとおりです。ただし、例えば午前中に使用されて、一度退館してから、午後にまた使用する場合は、それぞれ1回として、午後の分も使用料が発生します。

熊澤委員 ミーティング室の収容人数は何人か。

生涯学習課長 おおよそ25人です。

熊澤委員 健康福祉センターの使用料はいくらか。

生涯学習課長 健康福祉センターの会議室ですと午前は4時間で600円、午後は4時間で800円、夜間は1,000円と使用料が定められています。

熊澤委員 私も所属する団体等で健康福祉センターの会議室をよく利用するが、1時間単位で使用できると便利だと思う。

瀬戸委員 第7条第1項第3号に暴力排除に関する条項があるが、例えば桜の湯では明らかに暴力団関係者などと認識できるかもしれないが、この施設においてはどのように判断するのか。

教育長 その時の状況によると思います。言動などで判断できる場合もあるかもしれませんが。周囲に迷惑をかける状況であれば当然、使用を許可することはできません。

熊澤委員 第13条から指定管理について規定されていますが、指定管理者による管理を考えているのか。

生涯学習課長 施設の管理・運営についてはいくつか想定をしています。会計年度任用職員で対応する方法、指定管理とする方法、業務委託とする方法などを考えています。管理人には施設の管理だけではなく、予約が入っていない時間帯にスポーツ教室や健康増進を目的とした運動教室などを開催してもらい利用率を上げていくような取り組みをしてもらうことを検討しています。また、新しい施設なので光熱水費などの管理費用は試算するしか方法がなく、指定管理料の算定も難しいため、現状では業務委託がこの施設の管理運営には相応しいのではないかと考えています。今後、利用状況や維持管理経費の実績を見て、指定管理制度の導入を検討していくという中で条項に加えています。

熊澤委員 今後、指定管理者による管理も想定されているということによいか。

生涯学習課長 そのとおりです。

熊澤委員 いずれの管理形態にしても管理人が常駐しているということによいか。

生涯学習課長 そのとおりです。

石田委員 指定管理に関するところで第14条第2項に「部分的な業務」という

記載があるが、どのような業務が部分的な業務になるのか。

生涯学習課長 例えば、第14条第1項第3号にある「施設及び設備の維持管理に関する業務」の中では清掃業務や消防設備保守点検などの設備の保守点検などが「部分的な業務」となります。

高橋委員 別表の備考6に営利を目的とした場合の使用料についての記載があるが、想定している催しなどがあるのか。

生涯学習課長 具体的な想定はありませんが、生涯学習センターの規則と同様に使用料の加算について記しています。

高橋委員 使用の許可については教育委員会が判断するということでよいか。

生涯学習課長 使用を申請していただき、許可の判断をします。

瀬戸委員 この施設は災害拠点施設にもなるとの説明を受けているが、災害拠点としての運営等については規則で定めるのか。

生涯学習課長 条例には災害拠点としての機能は記載されていませんが、これまでご説明させていただいていますとおり、生涯学習センターや健康福祉センター同様に町の防災計画の中で災害拠点として位置づけていきます。

副町長 ほかの町施設同様に、施設ごとの条例に規定はなくても、災害時の避難所として町が主体的に使用します。あるいは地域の方々が災害時に使用することを町が認めることもできますので、災害時の対応の範疇になってきます。

府川委員 第5条では「使用時間及び休館日」は規則で定めることになっているが、使用時間は何時から何時までか。

生涯学習課長 午前9時から午後10時までです。使用時間等については生涯学習センターも健康福祉センターも規則で定めてありますので同様の条項としました。

府川委員 第2条について、内容としてはよいと思うが、条文冒頭の「武道」が不要ではないかと考える。生涯スポーツセンターという名称もで

ごにいスポーツハウスという愛称もよいとは思いますが、「武道や軽スポーツなどを楽しむ」ではなく、例えば「スポーツなどを楽しむ」から始まった方が違和感がないと思う。

生涯学習課長 施設の基本計画策定段階から「武道場」を設けることになっていましたので、これまでの経緯も含め、町としても町民の皆様のご意見を反映して「武道」という文言を条文に記載しています。

府川委員 私も計画策定段階からの経緯も承知しているが、武道場だけではなく地域コミュニティの中心的な拠点であったり、子どもから高齢者の方々まで利用しやすい施設、更に災害時も拠点となるような施設であれば新たに建築する意義があると考え合意してきた経過もあるので違和感を感じる。

副町長 スポーツを楽しむ社会体育施設としてどのようなスポーツかという部分は明文化する必要があると思います。社会体育施設でも様々なスポーツを行う施設がありますので、生涯スポーツセンターは武道場だけではありませんが、畳のある武道を行うことができる空間があることを示すためには「武道」という文言が必要であると考えます。

府川委員 町長が若い世代の声に即座に対応して開園したスケートボードパークのように、オリンピック種目になったダンスなども子どもから高齢者までが楽しめるスポーツとして広く知られてきているので、これから先の将来に向けての施設であれば「武道」ではなく、ダンスや室内スポーツという文言を用いた方が、第2条の「目的及び設置」に町の気持ちが込められるのではないかと思ひ意見する。

副町長 畳の上で乳幼児も含めて子どもたちが遊びまわることができる非常に貴重な施設になると考えていますので、この点からも現状の条文がよいと考えています。

府川委員 多様なスポーツがある中で、柔道以外のスポーツの需要が高まって

きた場合、将来的には施設の改修もありえると思う。部活動の地域移行も進む中で第2条に記載する文言は重要であるということ意見を言わせてもらいたい。

石田委員 生涯学習センターの規則には入場料をとる場合の使用料の加算が記されているが、生涯スポーツセンターについては入場料を取るようなイベント等での使用は想定していないということか。

生涯学習課長 現時点では想定していません。

富田委員長 指定管理者は公募とするのか。

生涯学習課長 指定管理者については原則公募となっています。また選定委員会で選定し、議会でも承認を得ることになります。業務委託とする場合においても入札ですと金額での判断となることから、先述のとおり、施設管理だけではなく、施設を活用した生涯スポーツの推進なども考えるとプロポーザルの実施も含めて検討しています。

以上で質疑を終了し、「議案第74号 山北町立生涯スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の制定について」は、挙手多数で了承されました。

(午後12時02分終了)

以上を持ちまして、福祉教育常任委員会に付託されました議案第74号に係る審議結果についての報告を終了といたします。